

平成 27 年 7 月 7 日

阿賀野市議会議長 石 川 恒 夫 様

阿賀野市長 田 中 清 善

「第12回議会報告会」における市民からの要望等について（回答）

平成27年6月22日付け、阿議第88号で依頼のこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

件名	① 市営バスの時間帯の見直しについて	草水自治会
	② 市営バスの朝の出発時間について	
<p>市営バスの時間帯につきましては、例年10月に、JRや民間バスへの接続、通学時間、医療機関の診療開始時間などを考慮して、見直し（ダイヤ改正）を行っております。</p> <p>具体的なご要望（例えば、「〇〇停留所9：00を9：05に変更してもらいたい。」など）がありましたら、市営バス担当までご連絡をお願いいたします。（7月中旬くらいまで）</p> <p>ただし、1か所の変更であっても全路線に影響することから、ご要望に沿えない場合もありますので、その節はご了承ください。</p>		
<p style="text-align: center;">担当 総務部 総務課 庶務係 (内線265)</p>		
件名	③ デマンドタクシーについて	草水自治会
<p>現在、市営バスは決まった時刻に決まったルートを走行する定時定路線型（路線バス）による運行を行っております。</p> <p>一方、デマンド型は、利用者からの要望（予約）に応じて、ルートを設定して運行を行います。</p> <p>完全デマンド型（ドア・トゥー・ドア）の場合、自宅から目的地まで直接行くことができますので、利用者の利便性は高まります。</p> <p>しかしながら、デマンド型は通常小型車両を使用しますので、一定数以上の利用者が見込まれる路線には適しません。</p> <p>また、相乗りの組み合わせによっては、大きく迂回することもあります。</p> <p>平成28年度には、このようなデマンド型のメリット・デメリットを踏まえつつ、地域の特性や将来の利用者の見込みなどを考慮して、地域公共交通に関する新たな計画の策定に取り組む予定です。</p>		
<p style="text-align: center;">担当 総務部 総務課 庶務係 (内線265)</p>		

件名	④ 草水自治会の避難所について	草水自治会
<p>現在、市が指定している避難所につきましては、自宅等が被災し一定期間避難生活を送るための施設として、一定の規模を有し、速やかに生活関連物資を避難者に配布できる構造など、政令で定める基準に適合する公共施設等を指定しております。</p> <p>しかしながら、先の東日本大震災では、切迫した危険から逃れるための避難場所と避難生活を送るための施設が区別されておらず、被害が拡大するケースがあったことから、市では、新たに災害の種別ごとに指定基準を整理して「指定緊急避難場所」を選定するとともに、「指定避難所」と明確に区分して指定、周知すべく作業を現在進めているところです。</p> <p>この指定にあたっては、その施設の災害の種別ごとの危険性を整理した後、各自治会の皆さまからの意見を踏まえて選定することとしております。</p> <p>このたび、貴自治会からご意見をいただきました草水公民館につきましても、どのように活用する方がよいのか、地元自治会の意見を聞きながら整理したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。</p>		
担当 総務部 総務課 地域安全係 (内線276)		
件名	⑤ ガソリンスタンドの料金表示について	草水自治会
<p>総額料金表示がされていないガソリンスタンドについて、消費税転嫁等に関する総合窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」(電話0570-200-123)に確認をいたしました。</p> <p>それによりますと、現在は特例があり、経過措置期間中のため、必ずしも総額表示は必要ではないとのことで、その代わり、消費者にわかりやすく、「税抜き」であることが明瞭に伝わる必要があるとのことでありました。</p> <p>また、あくまで協力依頼にとどまっておりますが、自動車に乗っている運転手等に分かりやすくすることが望ましいとの観点から、資源エネルギー庁から平成25年12月に、全てのガソリンスタンドを営む事業者に、できれば総額表示にして欲しい旨の協力依頼文書が出ているとのことです。</p> <p>総額表示は強制ではありませんが、消費者にとっては非常に紛らわしい表示で、その説明がない等、違反行為があった場合は、最終的には国税庁から指導が行われることとなります。</p> <p>こうした事例がありましたら、市役所市民生活課または最寄の税務署(新発田税務署)までご連絡ください。</p>		
担当 民生部 市民生活課 環境係 (内線217)		

件名	⑥ 集会所維持管理費の助成について	草水自治会
<p>集会用施設に関する補助制度につきましては</p> <p>① 新たに集会用施設を建設する事業（補助率5分の4 限度額200万円）</p> <p>② 老朽化により既存の集会用施設を取り壊し、新たに建設する事業（補助率5分の4 限度額200万円）</p> <p>③ 既存の集会用施設の下水排水設備を下水道に接続する工事及びそれに伴い必要な改修工事を行う事業（補助率2分の1 限度額30万円）</p> <p>の3事業に限定し補助金を交付しており、上記以外の修繕費や維持管理費については、補助対象とならないのが現状であります。</p> <p>今後につきましては、市の財政状況を考慮のうえ、修繕費については将来的な課題として考えて参りますが、すべての集会用施設に対する維持管理費までの助成については、難しいものと考えておりますので、貴自治会のご理解をお願いいたします。</p>		
<p style="text-align: center;">担当 総務部 総務課 庶務係 (内線267)</p>		